

郡上市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金実施要項

1.対象者及び要件

■対象者 ①か②いずれかで、③の業種であること

- ①全国都道府県に発令され5月5日に延長された「緊急事態措置等」に基づき令和2年5月6日まで休業等を実施し、5月6日以降も引き続き、休業や営業時間短縮を行う事業者
 - ②令和2年5月9日から令和2年5月31日まで、休業や営業時間短縮を行う事業者
 - ③岐阜県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金対象業種であること
- ※解除等されたあとの自主休業等は、増額等の対象にはなりません。

■要件 ①か②いずれかで、③④※に当てはまること

- ①令和2年4月18日から令和2年5月6日までの間、休業や営業時間短縮に全面的に協力し、5月6日以降も引き続き、休業や営業時間短縮を全面的に協力いただけること
 - ②令和2年5月9日から令和2年5月31日まで、休業や営業時間短縮に全面的に協力いただけること
 - ③令和2年4月18日以前に開業しており、営業の実態のある事業者であること
 - ④市内の事業所の休業等を行った場合であること(市外に本社がある事業者も可)
- ※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、夜20時から翌日5時までの夜間の時間帯の営業自粛に向け営業時間を短縮する場合は対象(終日休業も含む)
- ※スナックやパブ、カラオケボックスなどの遊興施設は、休業が条件となります。
- ※全面的な協力とは、要請期間内のすべての期間において、休業等にご協力いただくことをいいます。

2.支給額

1 事業者あたり、最大15万円 ただし、途中で国・県の緊急事態宣言、休業要請等(一部の業種が解除等された場合はその業種のみ)が出た場合は、次のとおり支払いをすることとする

- ①5月9日～5月15日の間に解除等された場合は5万円
- ②5月16日～5月22日の間に解除等された場合は10万円
- ③5月23日以降に解除等された場合は15万円

3.申請手続

■申請受付期間

令和2年5月25日から令和2年6月5日まで

■申請方法

様式を市のホームページで、5月15日以降にダウンロード、又は市役所で取得して、市役所商工観光部商工課、各振興事務所に添付書類とともに申請ください。

■申請に必要な書類

- ①これまで営業してきたことがわかる書類
例) 確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可書の写し、休業前の経理簿など
- ②休業の状況がわかる書類
例) 休業していることを第三者が見てわかるもの(休業期間を告知する自社ホームページの写しや休業期間を記載した自社店頭告知等)
- ③誓約書
- ④振込先がわかる通帳の写し
- ⑤その他市長が認める書類